

給与支払報告書（総括表）及び給与所得者異動届出書の書き方

給与支払報告書について

令和9年1月1日現在において給与の支払をしており、所得税の源泉徴収をする義務のある方（事業主）は、**令和9年2月1日までに**「給与支払報告書（個人別明細書）」に「給与支払報告書（総括表）」を添えて、給与所得者（従業員）が令和9年1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります（地方税法第317条の6第1項）。

令和8年中の退職者（令和8年に支払った給与総額が30万円以下の場合を除く）に関する分についても、令和9年2月1日までに**退職時の住所地市町村**へ御提出ください（地方税法第317条の6第3項）。

エルタックス
《 eLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出義務について 》
前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が **30枚以上** であるときは、eLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります（地方税法第317条の6第5項）。

義務化となっていない場合であっても、eLTAXを利用すると、給与支払報告書及び源泉徴収票を一括して作成し、一元的に送信（各市区町村及び所轄税務署に自動的に振り分けて提出されます）することができます。大変便利ですので、ぜひ御活用ください。（eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>）

《 給与支払報告書（総括表）の書き方 （記載例は4ページ） 》

項 目	記 載 要 領
1 「指定番号」欄	提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
2 「給与の支払期間」欄	「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
3 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄	給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
4 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄	経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
5 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄	この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
6 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄	税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
7 「受給者総人員」欄	令和9年1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
8 「特別徴収対象者」欄	提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
9 「普通徴収対象者（退職者）」欄	提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。
10 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄	提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。
11 「報告人員の合計」欄	「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。
12 「給与の支払方法及びその期日」欄	給与の支払方法を月給、週給などの別とその支払期日を毎月20日、毎週月曜日のように記載してください。

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書について

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください（地方税法第317条の6第2項）。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください（地方税法第321条の5第3項、地方税法施行規則第9条の24）。

《 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書の書き方 》
特 別 徴 収

項 目	記 載 要 領
1 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄	給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
2 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄	届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄	この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
4 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄	給与所得者の個人番号を記載してください。
5 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄	この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
6 「異動後の住所」欄	異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
7 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄	(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。 (2) 退職後令和9年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和9年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。） (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
8 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄	届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
9 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄	「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
10 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄	一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
11 ※印の欄	記載しないでください。

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

記載例

高松 市町村長殿		所在地 〒770-0847 徳島県徳島市幸町二丁目5番地		年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
令和 9 年 4 月 6 日提出		フリガナ コウチサンギョウカブシキガイシャ		特別徴収義務者指定番号 1 2 3 4 5	
氏名又は名称 高知産業株式会社		宛名番号 6 7 8 9		担連 所 属 経理課給与係	
個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3		氏名 松山 一男		氏先 電話 088-622-XXXX	
フリガナ テンジン ヨシオ		個人番号を記載する場合は、左端を1文字空けて記載してください。		内線 (459)	
氏名 天神 義雄		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 12,000 円		異動後の未徴収税額の徴収方法	
生年月日 平成 4 年 5 月 9 日		(イ) 徴収済額 10,000 円		異動の事由	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 2,000 円		異動の事由 1. 退職・長亡 2. 転職・合併・解散 3. 死 4. 支払少額・不定期 5. 事由・理由	
受給者番号 4 5 9 4 5 9		異動年月日 9 年 3 月 25 日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1月1日現在の住所 高松市天神前2番10号		異動後の住所 同上			

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者指定番号	所在地 〒	法人番号	受給者番号
フリガナ	担当者連絡先	所 属 氏 名	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
氏名又は名称	電話	内線 ()	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。	
理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 4 月 16 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 2,000 円

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため		

《 給与支払報告書・異動届出書の提出先・お問合せ先（四国４県内市町村分） 》

郵便番号	市役所（町・村役場）所在地			担当課	電話番号
770-8571	徳島県	徳島市	幸町二丁目 5	市民税課	088-621-5063
772-8501		鳴門市	撫養町南浜字東浜 170	税務課	088-684-1129
773-8501		小松島市	横須町 1-1	税務課	0885-32-3821
774-8501		阿南市	富岡町トノ町 12-3	税務課	0884-22-1114
776-8611		吉野川市	鴨島町鴨島 115-1	税務課	0883-22-2215
771-1695		阿波市	市場町切幡字古田 201-1	税務課	0883-36-8713
777-8577		美馬市	穴吹町穴吹字九反地 5	税務課	0883-52-5602
778-8501		三好市	池田町サラダ 1610-1	税務課	0883-72-7615
771-4395		勝浦郡勝浦町	久国字久保田 3	税務課	0885-42-1503
771-4501		上勝町	福原字下横峯 3-1	税務課	0885-46-0111
771-4195		名東郡佐那河内村	下字西ノハナ 31	住民税務課	088-679-2114
779-3295		名西郡石井町	高川原字高川原 121-1	税務課	088-674-1115
771-3395		神山町	神領字本野間 100	税務保険課	088-676-1115
771-5295		那賀郡那賀町	和食郷字南川 104-1	税務保険課	0884-62-1182
775-8570		海部郡牟岐町	中村字本村 7-4	税務会計課	0884-72-3410
779-2395		美波町	奥河内字本村 18-1	税務課	0884-77-3615
775-0295		海陽町	大里字上中須 128	税務出納課	0884-73-4153
771-0295		板野郡松茂町	広島字東裏 30	税務課	088-699-8715
771-0285		北島町	中村字上地 23-1	税務課	088-698-9803
771-1292		藍住町	奥野字矢上前 52-1	税務課	088-637-3117
779-0192		板野町	吹田字町南 22-2	税務課	088-672-5983
771-1392		上板町	七條字経塚 42	税務課	088-694-6807
779-4195		美馬郡つるぎ町	貞光字東浦 1-3	税務課	0883-62-3113
779-4795		三好郡東みよし町	加茂 3360	税務課	0883-82-6304
760-8571	香川県	高松市	番町一丁目 8-15	市民税課	087-839-2233
763-8501		丸亀市	大手町二丁目 4-21	税務課	0877-24-8857
762-8601		坂出市	室町二丁目 3-5	税務課	0877-44-5004
765-8503		善通寺市	文京町二丁目 1-1	税務課	0877-63-6305
768-8601		観音寺市	坂本町一丁目 1-1	税務課	0875-23-3922
769-2195		さぬき市	志度 5385-8	税務課	087-894-1118
769-2792		東かがわ市	湊 1847-1	税務課	0879-26-1216
767-8585		三豊市	高瀬町下勝間 2373-1	税務課	0875-73-3006
761-4192		小豆郡土庄町	淵崎甲 1400-2	税務課	0879-62-7001
761-4492		小豆島町	片城甲 44-95	税務課	0879-82-7003
761-0692		木田郡三木町	氷上 310	税務課	087-891-3305
761-3110		香川郡直島町	1122-1	税務課	087-892-2296
769-0292		綾歌郡宇多津町	1881	税務課	0877-49-8004
761-2392		綾川町	滝宮 299	税務課	087-876-5284
766-8502		仲多度郡琴平町	榎井 817-10	税務課	0877-75-6702
764-8501		多度津町	栄町三丁目 3-95	税務課	0877-33-1118
766-8503		まんのう町	吉野下 430	税務課	0877-73-0104
790-8571	愛媛県	松山市	二番町四丁目 7-2	市民税課	089-948-6290
794-8511		今治市	別宮町一丁目 4-1	市民税課	0898-36-1510
798-8601		宇和島市	曙町 1	税務課	0895-49-7010
796-8501		八幡浜市	北浜一丁目 1-1	税務課	0894-21-0404
792-8585		新居浜市	一宮町一丁目 5-1	課税課	0897-65-1224
793-8601		西条市	明屋敷 164	課税課	0897-52-1317
795-8601		大洲市	大洲 690-1	税務課	0893-24-1711
799-3193		伊予市	米湊 820	税務課	089-982-1114
799-0497		四国中央市	三島宮川四丁目 6-55	税務課	0896-28-6009
797-8501		西予市	宇和町卯之町三丁目 434-1	税務課	0894-62-6401
791-0292		東温市	見奈良 530-1	税務課	089-964-4403
794-2592		越智郡上島町	弓削下弓削 210	住民課	0897-77-2503
791-1201		上浮穴郡久万高原町	久万 212	住民課	0892-21-1111
791-3192		伊予郡松前町	筒井 631	税務課	089-985-4110
791-2195		砥部町	宮内 1392	税務課	089-962-2061
795-0392		喜多郡内子町	平岡甲 168	税務課	0893-44-6153
796-0301		西宇和郡伊方町	湊浦 1993-1	町民課	0894-38-2650
798-2192		北宇和郡松野町	松丸 343	町民課	0895-42-1112
798-1395		鬼北町	近永 800-1	町民生活課	0895-45-1111
798-4196		南宇和郡愛南町	城辺甲 2420	税務課	0895-72-7301

郵便番号	市役所（町・村役場）所在地				担当課	電話番号
780-8571	高知県	高知市	本町五丁目	1-45	市民税課	088-823-9422
781-7185		高室戸市	浮津	25-1	税務課	0887-22-5127
784-8501		安芸市	芸土居	82-1	税務課	0887-35-1005
783-8501		安芸市	国大桶甲	2301	税務課	088-880-6554
781-1192		土佐市	高岡町甲	2017-1	税務課	088-852-7619
785-8601		須崎市	山手町	1-7	税務課	0889-42-1291
788-8686		宿毛市	希望ヶ丘	1	税務課	0880-62-1238
787-0392		佐清水市	天神町	11-2	税務課	0880-82-1129
787-8501		四万十市	中村大橋通	四丁目 10	税務課	0880-34-1112
781-5292		香南市	野市町西野	2706	税務収納課	0887-57-8504
782-8501		香南市	土佐山田町宝町	一丁目 2-1	税務収納課	0887-52-9292
781-7414	安芸郡	東洋町	生見	758-3	税務課	0887-29-3393
781-6402		奈半利町	乙	1659-1	総務課	0887-38-4011
781-6410		田野町		1828-5	総務課	0887-38-2811
781-6421		安田町	安田	1850	総務課	0887-38-6711
781-6441		北川村	野友甲	1530	総務課	0887-32-1212
781-6201		馬路村	馬路	443	総務課	0887-44-2111
781-5792		芸西村	和食甲	1262	総務課	0887-33-2111
781-3692	長岡郡	本山町	本山	636	住民生活課	0887-76-2115
789-0392		大豊町	津家	1626	住民生活課	0887-72-0452
781-3492		土佐町	土居	194	住民課	0887-82-2500
781-3703	吾川郡	大川村	小松	27-1	総務課	0887-84-2211
781-2192		いの町		1700-1	町民課	088-893-1117
781-1592		仁淀川町	大崎	200	町民課	0889-35-1088
789-1301	高岡郡	中土佐町	久礼	6663-1	税務課	0889-52-2214
789-1292		佐川町	甲	1650-2	住民課	0889-22-7704
781-1301		越知町	越知甲	1970	税務課	0889-26-1383
785-0695		梶原町	梶原	1444-1	総務課	0889-65-1111
781-2194		日高村	本郷	61-1	住民課	0889-24-5001
785-0201		津野町	永野	225-1	町民課	0889-55-2314
786-8501		四万十町	琴平町	16-17	税務課	0880-22-3116
788-0302	幡多郡	大月町	弘見	2230	住民課	0880-73-1112
787-0892		三原村	来栖野	346	総務課	0880-46-2111
789-1992		黒潮町	入野	5893	住民課	0880-43-2816

給与支払報告書（総括表）

記載例

令和 9 年 1 月 17 日提出															指 定 番 号												
															1 2 3 4 5												
給与の支払期間 令和 8 年 1 月分から12月分まで															個人番号を記載する場合は、左端を1文字空けて記載してください。												
給与支払者の個人番号又は法人番号															0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
フリガナ コウチサンギョウカブシキガイシャ															事業種目					化粧品卸							
給与支払者の氏名又は名称 高知産業株式会社															受給者員					1 5 3 人							
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称 同上															報告人員	特別徴収対象者					2 2 人						
フリガナ トクシマケン トクシマシ サイワイチョウ																普通徴収対象者（退職者）					1 人						
同上の所在地 〒770-0847 徳島県徳島市幸町二丁目5番地																普通徴収対象者（退職者を除く）					2 人						
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名 高松 三郎																報告人員の合計					2 5 人						
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号 経理課 給与係 氏名 松山 一男 (電話 088-622-XXXX)															所 税 務 署 轄 名					徳島 税務署							
関与税理士等の氏名及び電話番号 今治 愛子 (電話 0898-32-XXXX)															給与の支払方法及びその期日					月給 毎月20日							
															納入書の送付					必要・不要							